

<参考資料>

1 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） （抜粋）

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則）

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条（締約国の義務） 省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利） 省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利） 省略

第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利） 省略

第10条（家族の再統合に対する配慮） 省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去） 省略

第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項につ

いて自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由）省略

第15条（結社及び集会の自由）省略

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護）

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用）省略

第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条（養子縁組に際しての保護）省略

第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）省略

第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）省略

第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

第27条（相当な生活水準についての権利）省略

第28条（教育についての権利）

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条 (教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条 (少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利) 省略

第31条 (休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条 (経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条 (麻薬の不正使用等からの保護) 省略

第34条 (性的搾取、虐待からの保護) 省略

第35条 (児童の誘拐、売買等からの保護) 省略

第36条 (他のすべての形態の搾取からの保護) 省略

第37条 (拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い) 省略

第38条 (武力紛争における児童の保護) 省略

第39条 (搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置) 省略

第40条 (刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護) 省略

第41条 (締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係) 省略

第2部 省略

第3部 省略

2 子ども・子育てに関する意識調査

調査の概要

- (1) 調査の目的 新たな「町田市子どもマスタープラン」の策定の基礎資料として、子どもの普段の状況や、保護者の子育てに関する考え方等を把握するため、調査を実施しました。
- (2) 調査対象 ① 町田市に在住の就学前児童保護者、小学生保護者各 1,500 名を無作為抽出
② 町田市に在住の 12 歳～18 歳の方 1,000 名を無作為抽出
- (3) 調査期間 2015 年 9 月 1 日から 2015 年 9 月 15 日
- (4) 調査方法 郵送による配布・回収

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,500 通	988 通	65.9%
小学生保護者	1,500 通	922 通	61.5%
中高生	1,000 通	444 通	44.4%

3 新・町田市子どもマスタープランの策定について（諮問・答申）

15 町子総第 912 号
2015 年 6 月 25 日

町田市子ども・子育て会議会長 様

町田市長 石 阪 丈 一

諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に掲げる事務について、下記のとおり諮問します。

記

2015 年 3 月に町田市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。また、次世代育成支援対策推進法が 2024 年度まで延長され、少子化への対策を視野に入れた新たな施策を展開するため、以下の案件について貴会より意見を求めます。

1. 町田市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価に関すること
2. 新・町田市子どもマスタープランの策定について

2016年2月10日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市子ども・子育て会議
会長 金子 和正

答 申 書

2015年6月25日付、町田市子ども・子育て会議へ諮問のありました下記の件について、当会議において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

記

新・町田市子どもマスタープラン（2015年度～2019年度）の 策定について

以上

4 町田市子ども・子育て会議

(1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項
(平27条例42・一部改正)

(組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表

(4) 保健医療関係団体の代表

(5) 経済関係団体の代表

(6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者

(平27条例42・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。
(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。
(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則 (平成27年10月7日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員(当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。)に通知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(3) 委員名簿

【第1期委員】

任期：2013年12月18日～2015年12月17日

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	金子 和正	東京家政学院大学教授	会長
	吉永 真理	昭和薬科大学教授	副会長
関係団体	小山 貴好	町田市私立幼稚園協会	
	宮 聖栄	町田市法人立保育園協会	
	藤田 義江	町田市社会福祉協議会	
経済関係団体	澤井 宏行	町田商工会議所	
青少年活動団体	大野 浩子	NPO法人子ども広場あそべこどもたち	2015年6月25日委嘱
保健医療関係団体	豊川 達記	町田市医師会	2015年8月20日委嘱
有識者	櫻井 幹也	町田市公立小学校校長会	2015年4月1日委嘱
	田村 望世	町田市民生委員児童委員協議会	2014年2月1日委嘱
幼稚園・保育園 の従事者	安西 弘子	市内在住の「保育士」	
	雨宮 三穂	玉川中央幼稚園の教諭	
市民	矢野 洋子	公募委員	
	萩原 潤一	公募委員	
	奥村 有紀子	公募委員	

【第2期委員】

任期：2016年1月21日～2018年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	金子 和正	東京家政学院大学	会長
	吉永 真理	昭和薬科大学	副会長
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会	
	土橋 一智	町田市法人立保育園協会	
	藤田 義江	町田市社会福祉協議会	
	大野 浩子	NPO 法人子ども広場あそべこどもたち	
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	櫻井 幹也	町田市公立小学校校長会	
	熊坂 有美	町田市民生委員児童委員協議会	
	大森 雅代	町田市中学校 PTA 連合会	
保健医療関係団体の代表	豊川 達記	町田市医師会	
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所	
公募による保護者で市内に住所を有する者	石井 由利子	市民	
	清水 亜希子	市民	
	白井 信昭	市民	

(4) 庁内検討部会

部会	検討メンバー
青少年・教育	◎子ども生活部児童青少年課
	学校教育部指導課
	学校教育部教育センター
	子ども生活部大地沢青少年センター
	子ども生活部保育・幼稚園課
母子保健	◎保健所保健予防課
	子ども生活部子ども家庭支援センター
	子ども生活部子育て推進課
	子ども生活部すみれ教室
障がい	◎子ども生活部すみれ教室
	地域福祉部障がい福祉課
	学校教育部教育センター
	保健所保健予防課
	子ども生活部子ども家庭支援センター

◎部会長

(5) 事務局

所 属
子ども生活部長
子ども生活部次長兼子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部すみれ教室所長
子ども生活部大地沢青少年センター所長
地域福祉部障がい福祉課担当課長
保健所保健予防課長
学校教育部次長兼教育総務課長
学校教育部指導室長兼指導課長

(6) 計画策定の経過

回	開催日	検討内容
第1回	2015年 6月25日	◇「新・町田市子どもマスタープラン」の策定について
第2回	2015年 8月20日	◇「新・町田市子どもマスタープラン」の記載事項について ◇市民意識調査（ニーズ調査）について ・調査の概要 ・調査票（案）
第3回	2015年 10月29日	◇意識調査の結果について ◇新・町田市子どもマスタープラン（素案）について ◇パブリックコメントの実施について
第4回	2016年 1月21日	◇新・町田市子どもマスタープランについて ・パブリックコメント実施結果 ・案の最終確認

<索引>

ライフステージ別索引

(1) 妊娠期

取組	内容	参照ページ
利用者支援事業 (出産・子育て応援事業)	全ての子育て家庭に対して、妊娠期から市の専門職が関わり、子育て期まで切れ目なく支援を行います。 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を要する者に対して支援プランを作成し、効果検証を行い、就学前まで支援します。 また、関係機関と連携し、出産後も子育てに係る施設や事業等の情報を提供し、支援を継続します。	P47
両親学級	初めての子どもを妊娠・出産し子育てを始めるにあたり、父親が母親の育児支援ができるように、父親の参加を促します。	P47
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じて医学的検査を実施します。	P48
こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	P48
母子健康手帳	妊娠・出産・各種健康診査・予防接種を記録し健康の保持増進を図ります。	P48
妊婦に対する医療費助成	対象となる疾病により入院治療された方への医療費を助成します。	P48
プレママ&新米ママ向け 「あかちゃん布絵本の 作り方教室」	産前・産後の女性は社会とのつながりが薄く、育児において孤立感を感じやすいため、布絵本作りという連続講座を設定し、同じ立場の女性同士で悩みや不安を共有し、子育てに関する情報交換や交流の場を提供します。また、保育を利用して、子どもと離れ、自分の時間を持つことで、育児ノイローゼやうつ予防の推進を図ります。	P48
プレママクッキング	妊娠中の健康管理・正しい食生活の支援を行い、母子の健康増進を図ります。	P48
子どもセンター事業 (子育てスタート期の支援)	妊婦と新生児を持つ保護者の交流を楽しむとともに、出産後のイメージをもつこと、育児不安を緩和することを目的に、スタイづくりやおもちゃ作り、講座などを実施します。	P48
出産育児一時金事業	国民健康保険被保険者が出産した際に、出産育児一時金を支給します。	P48
国民健康保険出産費資金貸付	出産育児一時金が支給されるまでの間、無利子で出産費用の貸付を行います。	P48
入院助産	経済的理由により出産費用がない妊婦が助産施設で出産した場合、その費用を市が本人に代わって支払います。	P66
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業の推進、アウトリーチ(出張子育て相談等)を中心に、子育て関連施設の運営支援、専門部署との連携により、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。	P85

(2) 乳幼児期

取組	内容	参照ページ
子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動を推進するため、「自ら進んで本を読む子を育てる」を理念に、幼稚園・保育園・学校・子どもセンター等、ライフステージに合わせた取り組みを行います。	P22
高齢者と近隣保育園児等との交流	近隣保育園の園児達が各高齢者福祉センターへ来館し、歌やダンスや劇をセンター利用者の高齢者の方々に披露します。また、高齢者と園児達が一緒に手遊びやゲームを楽しみ、交流を図ります。	P22
学習事業	読み聞かせや年賀状、はがき作りなどを通じて、「言葉」や「コミュニケーション」を楽しむ活動をボランティアの協力を得て実施します。	P22
図書館事業	読書や文学に親しみ、「言葉」に触れられる講演会や図書案内のブックリストの配布等のさまざまな取り組みを進めています。	P22
教育相談	来所相談、電話による相談、出張相談の3つの相談形態があります。不登校、集団不適應、友人関係、発達に関する事、学習に関する事、生活面に関する事、いじめ、体罰等、学校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じます。	P29
子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。	P29
職員のスキルアップ研修	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。	P33
すみれ教室の地域支援	幼稚園・保育園等を対象に専門的な力量を向上させるため、研修及び助言を行います。	P33
資源とごみの出前講座(幼稚園・保育園)	申し込みのあった園に職員が出向き、幼児にもわかりやすく楽しく、物を大切にする心や分別の大切さを学ぶ講座を実施します。	P33
体操教室	体操器具やボール・フープなどを使いながら、子どもの発達特性に応じた運動を体験させることにより、身体を動かす事の楽しさを覚えます。さらに、集団での運動遊びを通じて、集団行動の大切さを学びます。	P45
利用者支援事業(出産・子育て応援事業)	全ての子育て家庭に対して、妊娠期から市の専門職が関わり、子育て期まで切れ目なく支援を行います。 全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を要する者に対して支援プランを作成し、効果検証を行い、就学前まで支援します。 また、関係機関と連携し、出産後も子育てに係る施設や事業等の情報を提供し、支援を継続します。	P47
育児支援ヘルパー事業	出産後育児、家事等の援助を必要とする母に対し、ヘルパーを派遣することにより、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。	P47
親支援プログラム事業	子育て中の保護者向けの連続6回の講座を実施することで、保護者の養育力の向上を図り、保護者同士の交流の機会を提供します。毎年、新たな参加者を募り、支援を広げていきます。	P49
家庭教育支援事業	子育てをしている親が、家庭教育や子育てに関する不安を解消するとともに、子育てを通じた仲間づくりにつなげられるよう、さまざまな学習の機会を提供します。	P49
各種乳幼児健康診査	各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。	P50

取組	内容	参照ページ
マイ保育園登録事業	在宅子育て家庭を対象に、近隣の公私立保育園を登録してもらい「マイ保育園（かかりつけ窓口）」として気軽に相談したり子どもの身長体重を測定してもらいます。また、マイ保育園から定期的に登録者へ子育て情報を送付します。	P50
子育てひろば事業	乳幼児親子に居場所を提供します。また、プログラムサービスを行い、子育ての楽しさを実感し、利用者同士の交流を深めることも目的とします。	P50
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	P50
ショートステイ・トワイライトステイ	保護者の疾病等の理由により当該児童を養育することが一時的に困難な場合に、短期的に当該児童を養育します。	P50
学童保育クラブ親子遊び	学童保育クラブを開放し、乳幼児親子に居場所を提供します。また、プログラムサービスを行い、子育ての楽しさを実感し、利用者同士の交流を深めることも目的とします。	P50
予防接種	乳幼児の疾病の予防・まん延防止のため、予防接種・助成を行います。	P50
妊婦・乳幼児精密健康診査	各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。	P50
離乳食・幼児食講習会 健康教育・乳幼児栄養食品支給	母子の健康増進を図るために行います。	P51
虫歯予防教室	虫歯予防の関心を高めるために行います。	P51
食育講演会、各種親子教室	子育てに関するさまざまな講演会や親子の体験教室を実施します。	P51
親子体操教室	体操を通じ親子のスキンシップを深めると共に、同じ年頃の子どもを持つ親同士のコミュニケーションを図ります。	P51
子どもセンター事業	父親向けの育児講座等を通じて子育ての楽しさを味わい、育児参加を促します。	P52
就職支援セミナー	働きたいと考えている女性たちに、就職に向けて一歩を踏み出すための意識付けの場を提供します。	P53
仕事と家庭の両立推進 企業賞	仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）推進に積極的に取り組む、市内の企業・事業所を表彰します。	P53
しゃべり場 （育児支援事業）	孤立している家庭への母親育児支援事業として「子育てママのしゃべり場（定員10名）」を年12回開催します。	P55
乳幼児・母性相談	育児や離乳食・幼児食、お母さんの身体や気持ちのことなどの相談を受け付けます。	P56
保護者に対する発達に 関する相談及び支援	心身の発達に遅れやその心配のある乳幼児を持つ保護者からの相談を受け、助言を行います。	P56
子育てサポート講座	子育てのヒントや子どもの危険防止などの育児講座を開催します。	P56
幼児教育・保育施設整備	幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所を整備します。	P58

取組	内容	参照ページ
ファミリーサポートセンター事業	地域の中で子育ての相互援助活動を行い仕事と育児の両立を支援します。保育園・幼稚園などへの送迎、学校の放課後・学童クラブの終了後の預かりなど、補助的、臨時的なお手伝いをします。	P58
一時保育事業	一時的に乳幼児を幼稚園・保育所等でお預かりします。	P58
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外に保育を実施します。	P58
病児・病後児保育	病児及び病後児について、病院または保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施します。	P58
定期利用保育事業	認可保育所の入所要件には満たないが、定期的に児童の保育ができない家族を対象に、一定程度継続的に預かります。	P58
年末保育	年末に保護者の方が就労のため保育が必要である場合、お子様をお預かりします。	P58
送迎保育ステーション事業	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎を行い日中は各施設で保育を行います。夕方以降親のお迎え時間に、送迎ステーションへ送迎します。	P59
発達に遅れや心配のある子どもに対する療育	心身の発達に遅れやその心配のある乳幼児の発達を促すため、療育・助言を行い、通園児数の拡大を図ります。	P61
保護者に対する発達に関する相談及び支援	心身の発達に遅れやその心配のある乳幼児を持つ保護者からの相談を受け、助言を行います。	P61
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、何らかの障がいのある子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。就学相談会は16回、進学相談会は17回行います。	P62
障がい児通園促進事業	特別な配慮が必要な子どもを幼稚園等に通園させることにより、心身の発達を助長するものです。受け入れ施設への補助を行います。	P62
療育セミナー	幼稚園・保育園・学童保育クラブなどの職員に、障がいに対するの理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	P62
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援をします。	P62
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援及び治療をします。	P62
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。	P62
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障がい児を養育している人に支給します。	P62
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障がい児、障がい者に対し支給します。	P62
重度障がい児者医療連携事業	医療的ケアを必要とする人も含めた重度障がい児者を対象に、隣接する医療機関と連携し、家族の休息や緊急時のサービスとして一時預かりを行います。	P62
児童育成手当(育成・障がい)	18歳までの児童(一定の障がいがある場合20歳)を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を支給します。	P62
図書の点訳・音訳	視覚に障がいのある子どもの読書のため、または視覚障がいの親が子どもに読み聞かせができるようにするため、ご希望の本を点訳・音訳し、提供します。	P62

取組	内容	参照ページ
ひとり親相談	ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受け付けます。	P65
ひとり親家庭の就労支援	就業を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し具体的な就労につながるよう支援します。	P65
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。	P65
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、保険の自己負担分の医療費を助成します。	P66
児童扶養手当	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を支給します。	P66
母子・父子及び女性福祉資金	ひとり親家庭の方等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。	P66
就労支援	ハローワーク町田と共同で就労支援窓口「就労サポートまちだ」を開設し、職業紹介、求人情報の提供等、就労への支援を行います。	P66
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	P69
地域ネットワーク機能強化事業	町田市子育て支援ネットワーク連絡会は要保護児童地域対策協議会として位置づけられています。研修を年2回開催します。	P69
子育て情報誌「のびっこ」	町田市内の保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育クラブ等に、子育て家庭を対象とした各種制度や保健事業などについて、紹介する情報誌を発行します。	P73
子育てひろばカレンダー	各保育園のイベント情報等を市内5地域に分けて紹介する情報紙を発行しています。毎月25日に最新号を発行し、記事の掲載がある保育園や各公共施設等で配布します。	P73
ほっとメールまちだ	子ども向けのイベントや小児科の休日当番医情報、子育て支援情報等をメールにて配信します。	P73
ホームページ（キッズページ）	子ども・子育てに関するさまざまな情報をわかりやすく掲載します。	P73
みんなのおでかけマップ	「みんなのトイレ」が整備されている施設を中心に市内全域約710箇所のバリアフリー設備情報を掲載します。	P73
子どもセンター事業	地域団体や大学と連携し、さまざまなイベントを実施します。	P74
在宅サービス基盤整備事業	養育家庭の新規開拓と養育家庭に関わる人の理解と協力を促進するために、体験発表会を実施します。また、普及活動の一環として、市内イベントにも参加し、PRを展開します。	P75
家庭教育支援事業	地域ぐるみの家庭教育支援につながるよう、地域の家庭教育・子育て支援の担い手となるグループを育成します。	P75
生涯学習センター事業	さがまちカレッジなど、相模原・町田地域の大学と連携し、さまざまな体験学習講座を実施します。	P75
ジュニアフットサルスクール	トップレベルのプロ選手から基礎技術を学びます。	P75

取組	内容	参照ページ
子どもセンター事業	町内会や地元事業所と協働でイベントを実施します。	P76
まちだ★こどもフェスタ	こどもの日において、こどもたちがスポーツに親しむきっかけを作り、地域の交流を図るために、スポーツ教室などさまざまなイベントを行います。	P76
常設型冒険遊び場	冒険遊び場活動を行う団体を支援し、常設型の設置を拡充します。	P78
ひなた村創作教室事業 (プログラムサービス)	青少年団体や青少年指導者団体の活動を、工作、スポーツ、野外体験などのプログラムを提供・指導することで支援します。	P78
子どもセンター・子ども クラブ整備事業	「子どもの成長・発達を促す遊びの拠点」と「核家族化・少子化が進むなかでの子育て支援」を理念とし、市内に5館を目標に子どもセンターを整備します。また、子どもセンター整備完了後、「子どもの居場所の配置に関する基本構想」に基づき、中学校区への子どもクラブ整備を進めます。	P82
子どもセンター事業	子ども会等の地域子ども団体に、調理活動や工作・レクリエーションなどのプログラムサービスを提供し、地域の活性化を支援します。	P85
地域子育て相談センター 事業	マイ保育園事業の推進、アウトリーチ（出張子育て相談等）を中心に、子育て関連施設の運営支援、専門部署との連携により、地域全体で子育てを支援する体制の充実を図ります。	P85
子ども 110 番の家	子どもが危険に直面した際に緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を各小学校PTAや自治会・町内会とともに進め、2014年度時点で6,000か所を超えるお宅や施設に設置しています。また、設置だけでなく、実際に駆け込むことができるよう、子どもや団体等を対象に訓練を実施します。	P87
不審者情報	町田市メール配信サービスにて、市内で起きた不審者出没や犯罪発生 の情報を配信します。	P87
赤ちゃん・ふらっと	子育て家庭が気軽に外出できるよう、授乳・調乳・オムツ替えができる施設を整備します。	P88

(3) 学童期

取組	内容	参照ページ
子どもセンター事業	キャンプやスポーツなど、さまざまな体験を通じて、子ども同士から大人まで幅広く交流し、コミュニケーション能力をはぐくむ場を提供します。	P21
ひなた村イベント事業（大規模イベント）	野外体験など集団活動を通じて、思いやりや協調性、コミュニケーション能力を育みます。	P21
子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動を推進するため、「自ら進んで本を読む子を育てる」を理念に、幼稚園・保育園・学校・子どもセンター等、ライフステージに合わせた取り組みをします。	P22
学習事業	読み聞かせや年賀状、はがき作りなどを通じて、「言葉」や「コミュニケーション」を楽しむ活動をボランティアの協力を得て実施します。	P22
図書館事業	読書や文学に親しみ、「言葉」に触れられる講演会や図書案内のブックリストの配布等のさまざまな取り組みを進めます。	P22
子どもセンター事業（子ども委員会）	子ども委員会では、子どもたちが主体的にルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動します。	P24
ひなた村イベント事業（コンサート等）	市内の小学生～高校生の部活動の発表の場として開催している音楽会です。出演者自らが運営・進行を行うことにより自主性を育てるとともに、他校との演奏交流による相互成長を目的とします。	P24
各種作品発表、コンクール等	写真展示やバレエ・ピアノ、日本舞踊などさまざまなコンクールを開催し、発表の場を提供します。	P24
展覧会関連事業	展覧会の内容を子どもたちが自発的に深く知るために実施します。	P24
地球環境保全ポスター展	東京町田東ロータリークラブと協定を結び、環境問題に対する思いをあらわしたポスター作品を募集します。また、応募作品を展示した『地球環境保全ポスター展』を開催し、表彰式を実施します。	P24
教育相談	来所相談、電話による相談、出張相談の3つの相談形態があります。不登校、集団不適應、友人関係、発達に関する事、学習に関する事、生活面に関する事、いじめ、体罰等、学校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じます。	P29
子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。	P29
こころの相談	心の相談やアルコール・薬物・ひきこもり等の相談に保健師が対応します。	P29
e-ラーニング	不登校児童・生徒がパソコンを通じて、桜美林大学が開設する学習支援サイト「学びの広場」にアクセスし、小学校1年生から中学校3年生までの各自の学習したい教科、内容を自主学習できるようにサポートします。	P29
学力向上推進プラン	国や東京都の学力調査の結果などから、小・中学校の児童・生徒の学力状況を多面的に分析し、小・中学校全体で学力向上推進プランを策定及び推進します。	P36

取組	内容	参照ページ
小中一貫教育・町田っ子カリキュラム	教育委員会では、2008年度から市立全小・中学校を町田市独自の重点カリキュラムでつなげる全市型の小中一貫「町田っ子カリキュラム」と、地域ごとに課題を明確化し、共有しながら、その解決に向けて小・中学校が連携して指導を図る地域型の「小中一貫指導推進校」のふたつの取り組みを軸とした「小中一貫教育」を実施します。また、小・中学校全校で、小中一貫教育（規範教育、英語教育、キャリア教育、食育）カリキュラムにより、授業を実施します。	P36
一校一取組	各学校の子どもたちの実態にあった運動（なわとび・マラソン・バトンスロー等）を各校で一つを取り上げ、体力向上に向けた取り組みを実施します。	P37
小学校1年学級への生活指導補助者派遣	小学校1年生の学級で、児童が規律ある学校生活にスムーズに適応できるよう補助していきます。	P37
町田市公立小中学校作品展	子どもたちが日ごろ学校で学習した美術・図画工作・書写の作品約8000点を国際版画美術館に展示します。	P37
小学校適応指導教室「けやき教室」中学校適応指導教室「くすのき教室」	公立小・中学校に在籍する不登校および不登校の傾向にある児童・生徒に対して、学校復帰の指導および援助を目的として、事業を実施します。	P37
ひなた村イベント事業（創作童話コンクール）	市内の小学生から高校生を対象に、文芸創作活動の機会提供として創作童話を募集します。授業と連動した学校単位での応募も受け付けます。	P37
「子どもの人権SOSミニレター」	子どもたちの悩みを把握し、人権問題の解決を図るため、ミニレターを配布します。	P37
動物愛護啓発パンフレット「ほんとうに飼えるかな？」	学校教育の場で、動物の愛護や適正飼育の普及啓発のための教材として、パンフレットを配布します。	P37
選挙出前講座	将来の有権者である児童・生徒を対象に、授業・模擬投票等を通じて選挙の意義や重要性などの理解を深めてもらうことを目的に「選挙出前講座」を実施します。	P37
学校給食	栄養バランスのとれた食事を提供し、正しい食習慣を身につけることにより、好ましい人間関係の育成や健康増進を目的に、学校給食を実施します。小学校全校は自校調理方式です。中学校は希望制で、弁当併用外注方式を採用しています。	P40
夏休み子ども食育教室	世界に一つしかない自分だけのお箸を作るとともに、お箸の正しい持ち方やマナー、文化などについて学びます。	P40
子どもセンター事業	調理、陶芸、工作、中高生ライブなど、さまざまな体験活動を実施します。	P44
ひなた創作教室事業	工作教室や野外体験など、さまざまな体験活動を実施します。	P44
大地沢青少年センター事業	子どもや親子で参加できる工作やハイキング、陶芸教室などさまざまな体験活動を実施します。また、川上村での林業・農業体験、宿泊事業なども実施します。	P44
生涯学習センター事業	芸術鑑賞や工作、調理などさまざまな体験事業を実施します。	P45
環境学習	工作などを通じて、リデュース、リユース、リサイクル（3R）の大切さ学ぶ環境学習を実施します。	P45
各種講座・体験教室	親子工作教室や自由研究講座、収穫体験、調理などを実施し、さまざまな体験できる教室を実施します。	P45

取組	内容	参照ページ
「人権の花」運動	協力し合って花を栽培することにより、人権の大切さに気づき、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に実施します。	P45
小学生スクール	小学生の水泳初心者を対象に、水に慣れるところから浮き身、キック、4種目の完泳を目指し、実施します。	P45
キッズダンス	音楽に合わせて身体を動かしたりリズム感・柔軟性・体力の向上を図るダンス教室を実施します。	P45
子ども俳句教室 春・秋	日本の伝統文化である俳句に親しんでもらうために実施します。	P45
子ども講座	小学生を対象にさまざまな専門家（アーティスト）の指導のもと、版を使った創作活動を行います。また、企画や指導において大学との連携も行います。	P45
親子で楽しむ茶会	「町田市民文化祭～秋の催し～」内で、経験のない方でも茶道を学ぶことができ、伝統文化に触れられる機会を提供します。	P45
小学校音楽鑑賞教室	音楽の授業の一環として3日間6回、小学校6年生の児童を対象にプロのオーケストラの演奏を鑑賞します。	P45
障がい児スポーツ教室	障がいのある小学生以上の方を対象に、年間36回程度スポーツ教室を開催します。	P45
自然体験	植樹やたけのこほり、米作りなど自然体験を実施します。	P45
ショートステイ・トワイライトステイ	保護者の疾病等の理由により当該児童を養育することが一時的に困難な場合に、短期的に当該児童を養育します。	P50
ファミリーサポートセンター事業	地域の中で子育ての相互援助活動を行い仕事と育児の両立を支援する事業です。保育園・幼稚園などへの送迎、学校の放課後・学童クラブの終了後の預かりなど、補助的、臨時的なお手伝いをします。	P58
学童保育クラブ事業	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ります。	P58
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、何らかの障がいのある子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。就学相談会は16回、進学相談会は17回行います。	P62
療育セミナー	幼稚園・保育園・学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	P62
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援をします。	P62
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援及び治療をします。	P62
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため必要な訓練や社会との交流促進を行います。	P62
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。	P62
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障がい児を養育している人に支給します。	P62
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障がい児、障がい者に対し支給します。	P62

取組	内容	参照ページ
重度障がい児者医療連携事業	医療的ケアが必要とする人も含めた重度障がい児者を対象に、隣接する医療機関と連携し、家族の休息や緊急時のサービスとして一時預かりを行います。	P62
児童育成手当（育成・障がい）	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を支給します。	P62
図書の点訳・音訳	視覚に障がいのある子どもの読書のため、または視覚障がいの親が子どもに読み聞かせができるようにするため、ご希望の本を点訳・音訳し、提供します。	P62
ひとり親相談	ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受け付けます。	P65
ひとり親家庭の就労支援	就業を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し具体的な就労につながるよう支援します。	P65
就学援助費・就学奨励費	お子さんを小・中学校に就学させることが経済的に困難な家庭や特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費など、学校でかかる費用の一部を援助します。	P66
就労支援	ハローワーク町田と共同で就労支援窓口「就労サポートまちだ」を開設し、職業紹介、求人情報の提供等、就労への支援を行います。	P66
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。	P65
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、保険の自己負担分の医療費を助成します。	P66
児童扶養手当	18歳までの児童（一定の障がいがある場合20歳）を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を支給します。	P66
母子・父子及び女性福祉資金	ひとり親家庭の方等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。	P66
健全育成事業	都及び市の要綱に基づき（都10/10補助）、生活保護を受けている世帯の児童に係る、夏期休業中に行われる各種野外活動等の参加費、学童服・運動衣の購入費、修学旅行の参加費を支給することにより、当該児童の健全育成及びその者の属する世帯の自立助長を図ります。	P66
日本語指導	市立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒のうち、希望者に対して、国際交流センターと連携し、日本語指導を中心とする特別指導・相談を行います。	P67
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	P69
地域ネットワーク機能強化事業	町田市子育て支援ネットワーク連絡会は要保護児童地域対策協議会として位置づけられています。研修を年2回開催します。	P69
子育て情報誌「のびっこ」	町田市内の保育園・幼稚園・認定こども園・学童保育クラブ等に、子育て家庭を対象とした各種制度や保健事業などについて、紹介する情報誌を発行します。	P73
ほっとメールまちだ	子ども向けのイベントや小児科の休日当番医情報、子育て支援情報等をメールにて配信します。	P73

取組	内容	参照ページ
ホームページ (キッズページ)	子ども・子育てに関するさまざまな情報をわかりやすく掲載します。	P73
みんなのおでかけマップ	「みんなのトイレ」が整備されている施設を中心に市内全域のバリアフリー設備情報を掲載します。	P73
ごみナクナーレ	子どもからお年寄りまで幅広い世代に、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらえるように、市民や市民団体の取り組み事例を中心に、ごみに関する情報をわかりやすく伝えます。	P73
子どもセンター事業	地域団体や大学と連携し、さまざまなイベントを実施します。	P74
ひなた村創作教室事業 (指導者向け講座、協働講座)	青少年指導者向けの指導技術の向上を目的とした講座、及び指導者団体との協働による講座を実施します。	P75
在宅サービス基盤整備事業	養育家庭の新規開拓と養育家庭に関わる人の理解と協力を促進するために、体験発表会を実施します。また、普及活動の一環として、市内イベントにも参加し、PRを展開します。	P75
家庭教育支援事業	地域ぐるみの家庭教育支援につながるよう、地域の家庭教育・子育て支援の担い手となるグループを育成します。	P75
生涯学習センター事業	さがまちカレッジなど、相模原・町田地域の大学と連携し、さまざまな体験学習講座を実施します。	P75
ジュニアフットサルスクール	トップレベルのプロ選手から基礎技術を学びます。	P75
子どもセンター事業	町内会や地元事業所と協働でイベントを実施します。	P76
まちだ★こどもフェスタ	こどもの日において、こどもたちがスポーツに親しむきっかけを作り、地域の交流を図るために、スポーツ教室などさまざまなイベントを行います。	P76
常設型冒険遊び場	冒険遊び場活動を行う団体を支援し、常設型の設置を拡充します。	P78
ひなた村創作教室事業 (プログラムサービス)	青少年団体や青少年指導者団体の活動を、工作、スポーツ、野外体験などのプログラムを提供・指導することで支援します。	P78
大地沢青少年センター事業	工作、キャンプ等の野外体験、川上村での林業・農業体験など、さまざまな体験活動ができるプログラムサービスを提供します。また、宿泊施設もあります。	P78
子どもセンター・子どもクラブ整備事業	「子どもの成長・発達を促す遊びの拠点」と「核家族化・少子化が進むなかでの子育て支援」を理念とし、市内に5館を目標に子どもセンターを整備します。また、子どもセンター整備完了後、「子どもの居場所の配置に関する基本構想」に基づき、中学校区への子どもクラブ整備を進めます。	P82
放課後子ども教室 (まちとも)	「放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもの居場所づくりのため、子どもにとって最も身近な学校を活用した取り組みを進めます。	P82
子どもセンター事業	子ども会等の地域子ども団体に、調理活動や工作・レクリエーションなどのプログラムサービスを提供し、地域の活性化を支援します。	P85
子ども110番の家	子どもが危険に直面した際に緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を各小学校PTAや自治会・町内会とともに進め、2014年度時点で6,000か所を超えるお宅や施設に設置しています。また、設置だけでなく、実際に駆け込むことができるよう、子どもや団体等を対象に訓練を実施します。	P87

取組	内容	参照ページ
学校の防犯カメラ	犯罪等を抑止し、児童が安全・安心に通学できることを目的として、市立小学校の通学路に防犯カメラを整備します。	P87
セーフティ教室	小学校、中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化および充実を図るとともに、保護者・市民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進します。	P87
交通安全啓発活動	交通安全に関する啓発用品を配布し、通学時等の交通事故防止を呼びかけます。	P87
不審者情報	町田市メール配信サービスにて、市内で起きた不審者出没や犯罪発生情報を配信します。	P87

(4) 思春期

取組	内容	参照ページ
子どもセンター事業	キャンプやスポーツなど、さまざまな体験を通じて、子ども同士から大人まで幅広く交流し、コミュニケーション能力をはぐくむ場を提供します。	P21
ひなた村イベント事業(大規模イベント)	野外体験など集団活動を通じて、思いやりや協調性、コミュニケーション能力を育みます。	P21
子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動を推進するため、「自ら進んで本を読む子を育てる」を理念に、幼稚園・保育園・学校・子どもセンター等、ライフステージに合わせた取り組みを行います。	P22
図書館事業	読書や文学に親しみ、「言葉」に触れられる講演会や図書案内のブックリストの配布等のさまざまな取り組みを進めます。	P22
子どもセンター事業(子ども委員会)	子ども委員会では、子どもたちが主体的にルールづくりやイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動します。	P24
ひなた村イベント事業(コンサート等)	市内の小中学生～高校生の部活動の発表の場として開催している音楽会です。出演者自らが運営・進行を行うことにより自主性を育てるとともに、他校との演奏交流による相互成長を目的とします。	P24
各種作品発表、コンクール等	写真展示やバレエ・ピアノ、日本舞踊などさまざまなコンクールを開催し、発表の場を提供します。	P24
展覧会関連事業	展覧会の内容を子どもたちが自発的に深く知るために実施します。	P24
地球環境保全ポスター展	東京町田東ロータリークラブと協定を結び、環境問題に対する思いをあらわしたポスター作品を募集します。また、応募作品を展示した『地球環境保全ポスター展』を開催し、表彰式を実施します。	P24
教育相談	来所相談、電話による相談、出張相談の3つの相談形態があります。不登校、集団不適應、友人関係、発達に関すること、学習に関すること、生活面に関すること、いじめ、体罰等、学校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じます。	P29
子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満のお子さんとその家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。	P29
こころの相談	心の相談やアルコール・薬物・ひきこもり等の相談に保健師が対応します。	P29
e-ラーニング	不登校児童・生徒がパソコンを通じて、桜美林大学が開設する学習支援サイト「学びの広場」にアクセスし、小学校1年生から中学校3年生までの各自の学習したい教科、内容を自主学習できるようにサポートします。	P29

取組	内容	参照ページ
学力向上推進プラン	国や東京都の学力調査の結果などから、小・中学校の児童・生徒の学力状況を多面的に分析し、小・中学校全体で学力向上推進プランを策定及び推進します。	P36
小中一貫教育・町田っ子カリキュラム	教育委員会では、2008年度から市立全小・中学校を町田市独自の重点カリキュラムでつなげる全市型の小中一貫「町田っ子カリキュラム」と、地域ごとに課題を明確化し、共有しながら、その解決に向けて小・中学校が連携して指導を図る地域型の「小中一貫指導推進校」のふたつの取り組みを軸とした「小中一貫教育」を実施しています。また、小・中学校全校で、小中一貫教育（規範教育、英語教育、キャリア教育、食育）カリキュラムにより、授業を実施します。	P36
ひなた村イベント事業（創作童話コンクール）	市内の小学生から高校生を対象に、文芸創作活動の機会提供として創作童話を募集します。授業と連動した学校単位での応募も受け付けます。	P37
「種をまこう」	人権について考えるための冊子を、市内の中学校に配布します。	P37
「子どもの人権SOSミニレター」	子どもたちの悩みを把握し、人権問題の解決を図るため、ミニレターを配布します。	P37
動物愛護啓発パンフレット「ほんとうに飼えるかな？」	学校教育の場で、動物の愛護や適正飼育の普及啓発のための教材として、パンフレットを配布します。	P37
納税活動推進事業	まだ納税貯蓄組合連合会の活動を推進する一助として、町田市内中学校3年生を対象に同連合会が実施している中学生の税の作文について、租税教育の一環として町田市も協力します。	P37
選挙出前講座	将来の有権者である児童・生徒を対象に、授業・模擬投票等を通じて選挙の意義や重要性などの理解を深めてもらうことを目的に「選挙出前講座」を実施します。	P37
学校給食	栄養バランスのとれた食事を提供し、正しい食習慣を身につけることにより、好ましい人間関係の育成や健康増進を目的に、学校給食を実施します。小学校全校は自校調理方式です。中学校は希望制で、弁当併用外注方式を採用しています。	P40
思春期精神保健相談（保健師）（専門医相談）	不登校、ひきこもり、家庭内暴力、摂食障害などの思春期のこころの問題について、保健師による相談を行います。また、月1回の思春期専門医による相談を行います。	P40
夏休み子ども食育教室	世界に一つしかない自分だけのお箸を作るとともに、お箸の正しい持ち方やマナー、文化などについて学びます。	P40
子どもセンター事業	調理、陶芸、工作、中高生ライブなど、さまざまな体験活動を実施します。	P44
ひなた創作教室事業	工作教室や野外体験など、さまざまな体験活動を実施します。	P44
大地沢青少年センター事業	子どもや親子で参加できる工作やハイキング、陶芸教室などさまざまな体験活動を実施します。また、川上村での林業・農業体験、宿泊事業なども実施します。	P44
生涯学習センター事業	芸術鑑賞や工作、調理などさまざまな体験事業を実施します。	P45
環境学習	工作などを通じて、リデュース、リユース、リサイクル（3R）の大切さ学ぶ環境学習を実施します。	P45
各種講座・体験教室	親子工作教室や自由研究講座、収穫体験、調理などを実施し、さまざまな体験できる教室を実施します。	P45

取組	内容	参照ページ
「人権の花」運動	協力し合って花を栽培することにより、人権の大切さに気づき、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に実施します。	P45
ジュニアテニスクリニック	基礎運動能力の向上から、テニスの基礎、試合を楽しむまでレベル別クラスを設定し、実施します。	P45
障がい児スポーツ教室	障がいのある小学生以上の方を対象に、年間 36 回程度スポーツ教室を開催します。	P45
今どき思春期の レンアイ事情	子どもが親には話さない恋愛や性についての悩みをお伝えします。また、SNSやデートDVなど最近の性被害の危険性についても触れます。	P56
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。	P62
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける 20歳未満の障がい児を養育している人に支給します。	P62
重度心身障害者手当	常時複雑な介護を必要とする障がい児、障がい者に対し支給します。	P62
重度障がい児者医療 連携事業	医療的ケアが必要とする人も含めた重度障がい児者を対象に、隣接する医療機関と連携し、家族の休息や緊急時のサービスとして一時預かりを行います。	P62
児童育成手当(育成・ 障がい)	18歳までの児童(一定の障がいがある場合 20歳)を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を支給します。	P62
図書の点訳・音訳	視覚に障がいのある子どもの読書のため、または視覚障がいの親が子どもに読み聞かせができるようにするため、ご希望の本を点訳・音訳し、提供します。	P62
ひとり親相談	ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受け付けます。	P65
就労支援	ハローワーク町田と共同で就労支援窓口「就労サポートまちだ」を開設し、職業紹介、求人情報の提供等、就労への支援を行います。	P66
ひとり親家庭等医療 費助成制度	18歳までの児童(一定の障がいがある場合 20歳)を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、保険の自己負担分の医療費を助成します。	P66
児童扶養手当	18歳までの児童(一定の障がいがある場合 20歳)を養育しているひとり親、または父か母が重度の障がいを有する家庭に対して、手当を支給します。	P66
母子・父子及び女性 福祉資金	ひとり親家庭の方等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行います。	P66
健全育成事業	都及び市の要綱に基づき(都 10/10 補助)、生活保護を受けている世帯の児童に係る、夏期休業中に行われる各種野外活動等の参加費、学童服・運動衣の購入費、修学旅行の参加費を支給することにより、当該児童の健全育成及びその者の属する世帯の自立助長を図ります。	P66
子育て支援ネットワ ーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	P69
地域ネットワーク機 能強化事業	町田市子育て支援ネットワーク連絡会は要保護児童地域対策協議会として位置づけられています。研修を年 2 回開催します。	P69
ホームページ (キッズページ)	子ども・子育てに関するさまざまな情報をわかりやすく掲載します。	P73

取組	内容	参照ページ
みんなのおでかけマップ	「みんなのトイレ」が整備されている施設を中心に市内全域のバリアフリー設備情報を掲載します。	P73
ごみナクナーレ	子どもからお年寄りまで幅広い世代に、ごみの減量と資源化を楽しみながら取り組んでもらえるように、市民や市民団体の取り組み事例を中心に、ごみに関する情報をわかりやすく伝えます。	P73
子どもセンター事業	地域団体や大学と連携し、さまざまなイベントを実施します。	P74
ひなた村創作教室事業（指導者向け講座、協働講座）	青少年指導者向けの指導技術の向上を目的とした講座、及び指導者団体との協働による講座を実施します。	P75
在宅サービス基盤整備事業	養育家庭の新規開拓と養育家庭に関わる人の理解と協力を促進するために、体験発表会を実施します。また、普及活動の一環として、市内イベントにも参加し、PRを展開します。	P75
家庭教育支援事業	地域ぐるみの家庭教育支援につながるよう、地域の家庭教育・子育て支援の担い手となるグループを育成します。	P75
生涯学習センター事業	さがまちカレッジなど、相模原・町田地域の大学と連携し、さまざまな体験学習講座を実施します。	P75
子どもセンター事業	町内会や地元事業所と協働でイベントを実施します。	P76
職場体験	総合学習の中で、事前に派遣先の事業所について調べ学習を行い、5日間就労体験をします。体験後、事業所へのお礼の文書および報告書を作成します。	P76
ひなた村創作教室事業（プログラムサービス）	青少年団体や青少年指導者団体の活動を、工作、スポーツ、野外体験などのプログラムサービスを提供・指導することで支援します。	P78
大地沢青少年センター事業	工作、キャンプ等の野外体験、川上村での林業・農業体験など、さまざまな体験活動ができるプログラムサービスを提供します。また、宿泊施設もあります。	P78
子どもセンター・子どもクラブ整備事業	「子どもの成長・発達を促す遊びの拠点」と「核家族化・少子化が進むなかでの子育て支援」を理念とし、市内に5館を目標に子どもセンターを整備します。また、子どもセンター整備完了後、「子どもの居場所の配置に関する基本構想」に基づき、中学校区への子どもクラブ整備を進めます。	P82
子どもセンター事業	子ども会等の地域子ども団体に、調理活動や工作・レクリエーションなどのプログラムサービスを提供し、地域の活性化を支援します。	P85
子ども110番の家	子どもが危険に直面した際に緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を各小学校PTAや自治会・町内会とともに進め、2014年度時点で6,000か所を超えるお宅や施設に設置しています。また、設置だけでなく、実際に駆け込むことができるよう、子どもや団体等を対象に訓練を実施します。	P87
セーフティ教室	小学校、中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化および充実を図るとともに、保護者・市民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進します。	P87
交通安全啓発活動	交通安全に関する啓発用品を配布し、通学時等の交通事故防止を呼びかけます。	P87
不審者情報	町田市メール配信サービスにて、市内で起きた不審者出没や犯罪発生 of 情報を配信します。	P87